



三好市
MIYOSHI CITY

令和5年(2023年)

5/10

NO. 68

議会だより

今月号の表紙

水面に染まる峡谷を

おもな内容

- 令和5年2月定例会議 2～7
- 委員会視察報告 7
- 代表質問・一般質問 8～13
- 常任委員会報告 14～15
- 本会議・陳情請願等 16～17
- 議員発議 18～19
- 議会のうごき・編集後記 20

令和5年2月定例会議に提出された報告・議案等の議決結果は、次のとおりです。

| 番号 | 件名 | 本会議 結果 | 常任委員会 | |
|----------|---|-----------|----------|----|
| | | | 付託 | 結果 |
| 報告 1 | 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について） 地方自治法第180条第1項の規定に基づく専決処分事項の指定により専決処分したため、同条第2項の規定により報告するもの。林道上において発生した路面の窪みによる車両破損事故について、相手方への損害賠償及び和解についての報告。 | — | — | — |
| 報告 2 | 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について） 地方自治法第180条第1項の規定に基づく専決処分事項の指定により専決処分したため、同条第2項の規定により報告するもの。井川中学校によるホームページ上でのイラスト無断使用について、相手方への損害賠償及び和解についての報告。 | — | — | — |
| 議案 1 | 令和3-4年度 山城支所新庁舎増改築工事の変更請負契約について（先議） 令和3年12月1日に議決を得た契約額に変更が生じたため、変更請負契約について議決を求めるもの。 | 可決 | — | — |
| 議案 2 | 三好市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について 個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、地方公共団体における個人情報の取り扱いに関する規定が令和5年4月1日から適用されるため、同法の施行に必要な事項を定めるもの。 | 可決 | 総務 企画 | 可決 |
| 議案 3 | 三好市個人情報保護審査会条例の制定について 三好市個人情報保護に関する法律施行条例の制定に伴い、個人情報の保護に関する法律第105条第1項の規定による諮問及び市議会からの諮問に応じて調査審議するため、本条例を制定するもの。 | 可決 | 総務 企画 | 可決 |
| 議案 4 | 三好市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について 自発的に職務を離れて大学等における修学や国際貢献活動を行うことを希望する職員に対し、その身分を保有したまま職務に従事せず、これらの活動を行うことを定めるため、本条例を制定するもの。 | 可決 | 総務 企画 | 可決 |
| 議案 5 | 三好市職員の修学部分休業に関する条例の制定について 公務の運営に支障がなく、公務に関する能力の向上に資するため、大学等の教育施設での修学における職員の休業に関し、必要な事項を定めるもの。 | 可決 | 総務 企画 | 可決 |
| 議案 6 | 三好市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について 国家公務員に準じて、地方公務員の継続的な勤務を促進するため、外国で勤務等をする配偶者と外国において生活をすると、休業することに関し必要な事項を定めるもの。 | 可決 | 総務 企画 | 可決 |
| 議案 7 | 三好市行政組織条例及び三好市公告式条例の一部を改正する条例について 現在、建設工事中の山城支所の移転に伴い、同支所及び掲示場の位置を改めるもの。 | 可決 | 総務 企画 | 可決 |
| 議案 8 | 三好市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について 看護業務等手当の支給を受ける者の範囲に理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を追加及び夜間看護手当の金額を改めるもの。 | 可決 | 総務 企画 | 可決 |
| 議案 9 | 三好市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について 消防団員の処遇改善として班長・団員の年額報酬及び出勤報酬の支給額を改めるもの。 | 可決 | 総務 企画 | 可決 |
| 議案 10 | 三好市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について 会計年度任用職員に係る職務の級及び標準的な職務の内容を定めるため、等級別基準職務表を追加するもの。 | 可決 | 総務 企画 | 可決 |
| 議案 11 | 船井電機跡地施設整備基本計画策定検討委員会設置条例の制定について 船井電機跡地における複合施設整備に係る基本計画を策定するため、委員会の設置に関して必要な事項を定めるもの。 | 可決 | 総務 企画 | 可決 |
| 議案 12 | 三好市地域多目的施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について 廃校する井内小学校について、地域住民が継続して利用できるように、井内地域多目的施設を追加及び国道開設に伴い菅生地域多目的施設を用途廃止するため、本条例から削除するもの。 | 可決 | 総務 企画 | 可決 |
| 議案 13 | 三好市土地開発基金条例の一部を改正する条例について 令和4年度までに事業着手・完了となった土地及び現金を処分し、基金の額を減額するもの。 | 可決 | 総務 企画 | 可決 |
| 議案 14 | 三好市国民健康保険条例の一部を改正する条例について 健康保険法施行令の改正に伴い、出産育児一時金の支給額について、40万8,000円から48万8,000円に引き上げるため、本条例を改正するもの。 | 可決 | 文教 厚生 | 可決 |
| 議案 15 | 三好市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について 子ども・子育て関係の法令改正に伴い、安全に関する計画及び業務継続計画の策定、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止等について必要な措置を定めるため、関係条例を改正するもの。 | 可決 | 文教 厚生 | 可決 |
| 議案 16 | 三好市立学校設置条例の一部を改正する条例について 井内小学校を廃校するため、本条例から同校を削除するもの。 | 可決 | 文教 厚生 | 可決 |
| 議案 17 | 三好市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について 箆蔵幼稚園を廃園するため、本条例から同園を削除するもの。 | 可決 | 文教 厚生 | 可決 |
| 議案 18 | 三好市公民館条例の一部を改正する条例について 三好市馬路分館の位置変更に伴い、本条例の一部を改正するもの。 | 可決 | 文教 厚生 | 可決 |
| 議案 19 | 三好市営住宅条例の一部を改正する条例について 池田板野団地他5団地について、老朽化等により用途廃止するため削除するもの。 | 可決 | 産業 建設 | 可決 |
| 議案 20 | 財産の無償貸付けについて（旧井内小学校） 旧井内小学校の校舎及び屋内運動場を「合同会社ミノリアワーズ」に無償で貸付けるため、地方自治法第96条の規定により議会の議決を求めるもの。 | 可決 | 総務 企画 | 可決 |
| 議案 21 | 財産の無償貸付けについて（旧西山地域多目的施設） 旧西山地域多目的施設の会議室等を「特定非営利活動法人ワーカーズコープ」に無償で貸付けるため、地方自治法第96条の規定により議会の議決を求めるもの。 | 可決 | 総務 企画 | 可決 |

2月定例会議

| 番号 | 件名 | 本会議結果 | 常任委員会 | |
|-------|--|-------|-------|-----|
| | | | 付託 | 結果 |
| 議案 22 | 財産の無償貸付けについて(旧太刀野山地域多目的施設) 旧太刀野山地域多目的施設の会議室を「株式会社カノンコンサルティング」に無償で貸付けるため、地方自治法第96条の規定により議会の議決を求めるもの。 | 可決 | 総務企画 | 可決 |
| 議案 23 | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について 令和3年度から令和7年度までの5カ年計画で策定し、整備を進めている辺地地区内の事業費の増額を行うもの。 | 可決 | 総務企画 | 可決 |
| 議案 24 | 市道の認定について 新たに1路線を市道に認定するもの。 | 可決 | 産業建設 | 可決 |
| 議案 25 | 市道の変更について 国道・県道の新設に伴い市道1路線の起点及び終点を変更するもの。 | 可決 | 産業建設 | 可決 |
| 議案 26 | 2022(令和4)年度三好市一般会計補正予算(第12号) | 可決 | 3常任 | 可決 |
| 議案 27 | 2022(令和4)年度三好市水道事業会計補正予算(第2号) | 可決 | 産業建設 | 可決 |
| 議案 28 | 2022(令和4)年度三好市国民健康保険市立三野病院特別会計補正予算(第1号) | 可決 | 文教厚生 | 可決 |
| 議案 29 | 令和5年度三好市一般会計予算 | 可決 | 3常任 | 可決 |
| 議案 30 | 令和5年度三好市国民健康保険特別会計予算 | 可決 | 文教厚生 | 可決 |
| 議案 31 | 令和5年度三好市後期高齢者医療特別会計予算 | 可決 | 文教厚生 | 可決 |
| 議案 32 | 令和5年度三好市農業集落排水事業特別会計予算 | 可決 | 産業建設 | 可決 |
| 議案 33 | 令和5年度三好市浄化槽事業特別会計予算 | 可決 | 文教厚生 | 可決 |
| 議案 34 | 令和5年度三好市土地取得事業特別会計予算 | 可決 | 総務企画 | 可決 |
| 議案 35 | 令和5年度三好市井内財産区特別会計予算 | 可決 | 総務企画 | 可決 |
| 議案 36 | 令和5年度三好市簡易水道事業特別会計予算 | 可決 | 産業建設 | 可決 |
| 議案 37 | 令和5年度三好市水道事業会計予算 | 可決 | 産業建設 | 可決 |
| 議案 38 | 令和5年度三好市国民健康保険市立三野病院特別会計予算 | 可決 | 文教厚生 | 可決 |
| 請願 1 | 宮成正一さんの名誉回復と早期解決のため、三好市議会から三好市高井市長に和解協議に応じるよう要請していただくことを求める請願書 | 不採択 | 総務企画 | 不採択 |
| 陳情 1 | 船井電機跡地活用に向けた陳情書 | 採択 | 総務企画 | 採択 |

追加議案

| | | |
|-------|----------------------------------|----|
| 報告 3 | 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定及び和解について) | — |
| 諮問 1 | 人権擁護委員候補者の推薦について | 適任 |
| 同意 1 | 三好市教育委員会委員の任命について | 同意 |
| 議案 39 | 2022(令和4)年度三好市井内財産区特別会計補正予算(第1号) | 可決 |
| 発議 1 | 三好市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について | 可決 |
| 発議 2 | 三好市議会の会期等に関する条例の一部を改正する条例について | 可決 |
| 発議 3 | 船井電機跡地利活用調査特別委員会の設置について | 可決 |

令和5年度当初予算 新規・主要施策

子育て支援

- **箬蔵放課後児童クラブ移転事業(新)**
予算額 24,996千円
 受入定員拡大と効率的な運営のため、今年度で廃園する箬蔵幼稚園の園舎を改修、移転する。
- **出産・子育て応援事業**
予算額 8,088千円
 全ての妊婦及び子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備のため、伴走型相談支援や経済的支援を一体的に実施する。
- **育児用品購入費補助事業**
予算額 9,828千円
 子育ての経済的負担を軽減し、子育て支援を推進するため、2歳までの乳幼児の育児に必要な用品の購入費に対して助成を行う。
- **乳児家庭保育支援給付金事業**
予算額 2,646千円
 乳児の保育を家庭で行う保護者に対し、乳児家庭保育支援給付金を給付する。

移住・定住促進

- **移住促進及び地方への人材循環促進事業**
予算額 13,156千円
 移住希望者に一定期間市内で日常生活を体験していただき、仕事、住まい探しの拠点として「お試し暮らし住宅」を提供するほか、都市部の企業等と連携し企業に所属される人材等の地方循環を促進するため、テレワーク環境を整えた仕事場と住まいが近接・融合する環境を提供する。
- **高等学校生徒下宿等費用助成事業**
予算額 6,132千円
 三好市内の高等学校に通学するために居住している下宿等の家賃に要する経費の一部を助成することで、高等学校生徒を呼び込み、地域の活性化を図る。

商工業の振興・雇用促進

- **三好市中小企業等総合支援事業**
予算額 5,800千円
 市内中小企業者等が自ら取り組む新規販路の開拓や経営改善、コロナ禍での社会的変化への円滑な対応事業等に対し、支援を行い市内経済活性化を図る。
- **企業版ふるさと納税事業**
予算額 2,477千円
 国から認定を受けて進めている企業版ふるさと納税について、寄付企業とのマッチング支援業務を成功報酬型の委託契約により実施する。
- **創業・空き店舗等再生支援事業補助金**
予算額 6,900千円
 市内の空き店舗等を活用し事業活動を行う場合に、改修に要する経費及び賃借料の一部を補助する。また新たに創業する者を対象として、事業に必要となるマーケティング調査、外注費などに対し補助を行う。
- **新卒者等就職促進事業補助金**
予算額 12,000千円
 市内の事業所が新卒者及びU・I・Jターン者を雇用した場合に、事業所と就職者に対して、1人当たり20万円(東京圏30万円)の就職助成金を交付する。
 また、就職者が市内の賃貸住宅に入居した場合には家賃補助を行い、若者の市内への就職促進と定着を支援する。

高齢者・障害者支援

- **山間地介護保険特別支援補助事業**
予算額 30,000千円
 山間地域への安定的な介護サービスの提供を確保するため、介護サービス提供事業者に対し介護報酬に加算補助する。
- **三好市高齢者等タクシー利用助成事業**
予算額 45,000千円
 移動手段の無い高齢者や障害者が在宅生活を続けられるよう、外出時の民間タクシー利用に対して支援を行う。

令和5年度当初予算 新規・主要施策

観光振興

○ 持続可能な観光地域づくりモデル市町村形成事業

予算額 17,392千円

SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた世界的な潮流の中、観光においても「持続可能な観光」の重要性が高まっている。全国の8つの自治体が連携して持続可能な観光の国際基準（GSTC）を活用した観光地域づくりを実践し、ポストコロナ時代における地方創生の先駆的なモデル市町村を形成する。

○ ウォータースポーツ推進事業

予算額 45,059千円

ウォータースポーツのまちとして四国・吉野川ブランドの構築とさらなる交流人口の拡大による賑わいづくりなど、地域振興へつなげてゆくための地域人材育成、ラフティング体験を活かした企業研修などの誘致、新たな吉野川を活かしたコンテンツづくりを通して観光誘客の拡大を図る。

交流拠点整備

○ (仮称) 船井電機跡地施設整備事業(新)

予算額 18,177千円

広く多世代の市民らが利用する図書館や公民館、多目的ホールを中心とする施設を船井電機跡地へ配置するにあたり、施設整備にかかる基本構想及び基本計画を策定する。

○ 第2三好寮・三好市地域利便性施設(仮称)整備事業(新)

予算額 472,282千円

サンライズビル跡地を建設用地として、三好市と徳島県が計画する第2三好寮・三好市地域利便性施設(仮称)整備を行う。

○ 丸山公園整備事業(新)

予算額 25,010千円

丸山公園に、幼児から児童までが安全で安心して利用でき、災害時に活用可能な遊具設置及びその周辺整備を行う。

防災・減災対策

○ 庁舎整備事業

予算額 2,086,185千円

庁舎整備を継続して進める。本年度は、委託料として新庁舎オフィス環境整備業務、新庁舎IT環境整備業務、保健センター改修設計業務等、工事請負費として本庁舎新築工事、電話設備新設工事等を計上。

○ 消防団処遇改善事業

予算額 57,182千円

消防団員の年額報酬・出勤報酬の処遇を改善し、地域防災力の中核である消防団の充実強化を図る。

○ 防災行政無線システム(同報系)整備事業

予算額 622,438千円

災害時における市民への防災情報を確実かつ正確に情報伝達するため、既設アナログ同報無線のデジタル化並びに老朽化等に伴う更新・設備拡充を行う。

○ 消防車購入事業

予算額 32,015千円

三好市消防団に配備されているポンプ自動車や小型動力ポンプ積載車について、年次計画により車両の更新配備を行っている。本年度は、小型ポンプ積載車4台を更新予定。

集落支援

○ 集落支援包括事業

予算額 45,400千円

人口減少と高齢化の進行による課題を克服し、住みよい集落環境づくりに向けて、それぞれの地域で行われる取り組みを支援する。支援事業は、「買い物支援」、「生活用水確保」、「集会所の新改築」、「鳥獣害対策」、「道路の維持管理」の5事業を実施。特に買い物支援事業について、遠隔地域で移動販売を行う事業者に対し遠隔地域補助を新設。また、移動販売車両購入補助の補助割合及び上限額を拡充する。道路の維持管理事業についても補助単価を増額。生活用水確保事業については支援回数を拡充する。

デジタル化の推進

○ 申請書作成支援システム導入事業(新)

予算額 10,164千円

市役所での申請手続きは、幅広く複雑で多くの部署に関連していることから、効率的な事務処理体系、部署間の横断的な情報共有の推進及びデジタル化、DX化による事務処理の高度化・迅速化に伴い、市民の利便性向上を図るため、申請書作成支援システムを導入する。

○ (仮称)「地域のデジタル化推進拠点」創出事業(新)

予算額 9,460千円

三好市地域利便性施設(仮称)にデジタル技術を実装することで、地域の魅力向上を図りながら、デジタル技術を地域で学ぶ学習支援施設としての場を創出する。

○ 電子図書館事業(新)

予算額 1,000千円

市民の読書環境の改善、来館が困難な利用者に対する利便性の向上及び子どもの読書活動を推進するため、令和5年4月1日から電子図書館の運用を開始する。

○ マイナンバーカード普及促進事業

予算額 32,046千円

国は安全・安心で利便性の高いデジタル社会の実現及び公平で効率的な行政運営をめざし、その基盤となるマイナンバーカードの普及促進を進めており、三好市としても国の方針に従い取り組みを行う。

環境対策

○ 環境配慮型ワーケーションモデル創出事業

予算額 17,000千円

脱炭素の推進と都市部から地方への新たな人の流れづくり等を推進するため、企業等が連携した環境配慮型の人流促進モデルの構築等を支援する。

○ 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金

予算額 1,000千円

飼い主のいない猫のみだりな繁殖を防止等のため、不妊去勢手術費について助成を行う。

農林業の振興

○ 三好林業アカデミー施設整備事業(新)

予算額 123,960千円

三好の豊かな森林を後世に引き継ぎ、持続可能な社会を作るためには、高度な計画性と多様で効率的な施業を可能とする現場の技術や技能が必要であり、これを担う人材の育成が不可欠であるため、令和6年度に開校する三好林業アカデミー施設を整備する。

○ 三好林業イノベーションセンター設立事業(新)

予算額 60,000千円

森林林業の持続的発展のため、森林経営管理法等で取り組む、森林の有する多面的機能の発揮を重視した森づくりの実現と、三好林業アカデミー設立及び運営による人材育成を目的とした「一般社団法人三好林業イノベーションセンター」を設立する。

○ 木造住宅推進補助金

予算額 12,000千円

市内において、地元産材を利用した木造住宅の建築を促進する団体に対して支援し、産業振興を図る。

令和5年度は、新築木造住宅の補助内容を拡充するだけでなく、住宅・店舗・事務所等のリフォームについての補助内容も追加し、幅広く推進する。

○ 特産物生産奨励事業補助金

予算額 4,695千円

近年農業者の高齢化と農地の耕作放棄が大きな問題となる中、三好市の特産品である蕎麦・こんにゃく芋等の生産を奨励し、作付面積や出荷量に応じた補助金を支払うことで、地産作物の種の維持と耕作放棄地の発生を抑える。

○ 鳥獣被害対策事業

予算額 60,373千円

イノシシ、ニホンザル、ニホンジカによる農作物等の被害防止対策として、捕獲報償金を支払う。近年、サルの被害が拡大していることからGPSによる行動調査を継続して行い、適切な罠の設置や捕獲の効率化を図る。

教育の充実・文化振興

○ ディスプレイ型スタンド付電子黒板更新事業(新)

予算額 37,620千円

市内全小中学校のGIGAスクール構想に対応したディスプレイ型スタンド付電子黒板を更新する。

○ 池田小学校再整備基本計画策定事業(新)

予算額 17,068千円

校舎の建て替えに伴い、具体的な課題や条件等を整理し建て替え方法の検討・基本計画を策定する。

○ 図書館システム更新事業(新)

予算額 30,929千円

システムの老朽化に伴い、図書館システムの更新を行う。

○ 国の重要有形民俗文化財「祖谷のかずら橋」保存事業(新)

予算額 18,644千円

祖谷のかずら橋の架け替えを行う(3年毎)。

○ 旧三野町役場庁舎(文化財棟)エレベーター整備事業(新)

予算額 30,437千円

バリアフリー及び利便性向上のため、旧三野町役場庁舎(文化財棟)にエレベーターを設置する。

○ 国指定文化財「小采家住宅」保存修理事業

予算額 33,065千円

文化財の保全・保護のため、屋根葺替及び部分修理を行う。

委員会視察報告

議会運営

令和5年2月2日～3日

「タブレット端末の導入について」 神奈川県平塚市
「対面式議場の運用について」

● タブレット端末の導入について

平塚市のタブレットは、令和2年4月にタブレット端末導入研究会を設置、2年弱の準備期間を経て令和4年1月に利用開始された。7か月間は紙と電子の併用にて運用。三好市でも、新庁舎が2024年夏に竣工予定、新しい議会フロアになることにより、今後タブレット導入の議論も出てくる可能性もあることから、今回の研修は、導入にあたっての経緯や取組み、また費用対効果、課題など非常に参考となった。

タブレットを導入し議会ICT化を推進するには、議会全体の合意形成が必要であり、判断材料をしっかりと調査する必要がある。また、導入する場合は、タブレット端末の使用について基本的事項を定めるほか、細かいルールを定めた利用の手引きなど、今回視察した平塚市やその他先進地の使用基準等も参考に、十分な協議、検討のうえ作成する必要があると感じた。

● 対面式議場の運用について

平塚市の本会議場の座席の配置は、市長と議員が正対して議論を行う対面式とし、市民がわ

かるよう投票状況をモニターで表示する電子投票システムを導入していた。傍聴席の斜め前にモニターがあり、質問に立つ議員の演台での様子が映るため、市民が傍聴しやすい工夫がされていた。また、高齢者や障がいのある方でも傍聴できるように車いすのまま傍聴できるスペースを設け、ユニバーサルデザインの考えを取り入れた設備を採用していた。今後、当市が新庁舎となり対面式議場を運用するうえで、非常に参考となる有意義な視察研修となった。





青空の会 竹内義了

※代表質問について
三好市議会の代表質問は、議会運営の申し合わせにより、5名以上の会派のみ、12月及び2月定例会にて行うことができます。

※「ZEH」とは
家庭で使用するエネルギーを太陽光発電などで創り、1年間で消費するエネルギーの量を実質的にゼロ以下にする家ということ

●脱炭素先行地域への取り組みと省エネ改修への補助制度の創設について

Q 脱炭素先行地域指定へ向けて具体的な取組状況は。

A 脱炭素の取組を通じた地域課題の解決に向け、産学官民で進められている池田町ウマバ地域での脱炭素の取組を先進事例とし、「脱炭素、交流・福祉・先進による中山間・過疎地域の持続的な発展」を目指し、第3回脱炭素先行地域の募集に応募をした。国における選定作業が進められるが、引き続き先行地域の指定に向け全力で取り組んでいく。

Q カーボンニュートラルの実現には市民の理解、協力が欠かせない。脱炭素の周知、啓発をどのように進めていくのか。

A 環境省が公表している自治体排出カルテでは、三好市の令和元

年度のCO2排出量は15万5000トンと推計。最大の排出量は、運輸部門が6万トン、家庭部門が3万2000トンとなっており、約60%が運輸、家庭部門から排出されている。移動、輸送に係る車両や、家庭からの省エネ、脱炭素の取組が急務であり、市民・事業者の理解と協力が不可欠。市報ホームページ、ケーブルテレビ等を通じ一層の普及啓発に努める。

Q 今後、新築住宅は高断熱、高効率化が進み、ZEHが主となる。市内産木材の利用や省エネ改修の促進等、ロードマップで示されている施策の展開は必須。施策推進へ補助制度を創設すべきだ。

A これまで新築住宅の建築に対して50万円の補助をしてきた。令和5年度当初予算では、新築住宅については倍額の100万円に増額をし、住宅、店舗、事務所等のリフォームに対しては、新たに上限30万円の補助を予定している。

今後市産材の活用、導入のモデルや制度設計等についても研究を進める。

Q 市営住宅をはじめとする公的施設で省エネ、断熱改修等を進めていくべきだ。

A 現在1115戸の市営住宅を設置管理しており、国が示す整備水準について改修を進めるには相当の財政負担と時間を要する。住宅新築時や既存施設の大規模改修時などにおいて、モデル的な省エネ改修等も含め、国の支援策等を調査研究していく。

●子どもたちの学習環境整備について

Q 池田小学校建て替えのスケジュールを伺う。

A 令和5年度で基本設計を策定。池田小学校の諸条件、地域性、市内の小学校の現状や課題を踏まえつつ、工事に当たっては児童の教育活動や生活環境、放課後活動等も考慮する。令和6年度に基本設計業務、令和7年度に実施設計業務を行い、令和8年度以降に、工事に着手する予定。この間、埋蔵文化財調査も予定しており、状況により、予定が変更となる場合もある。

Q 現在の市内小・中学校のトイレ洋式化の状況は。とりわけ、池田小学校の状況は。

A 三好市小・中学校の洋式トイレ

レの設置率は、市内全体で48%。池田小学校の児童用トイレの状況は小便器50基、大便器は60基で、和式が45基、洋式が15基となっている。適切な設置計画が重要だと考える。

Q 洋式トイレへの対応は先延ばしをするべきではない。とりわけ、低学年児への対応は必須かつ急務と考える。ポータブルトイレの設置など、具体的な対応は。

A 簡易設置できる洋式トイレでの対応に努めたい。

Q 保護者への経済的負担の軽減、子供の身体的負担の軽減、子育て支援施策の充実などを踏まえ、軽量、安価、高耐久の通学用リュック等を支給すべきだ。

A 現時点では通学用カバンを支給することは考えていない。学校現場においては、教科書やその他携行品が過重にならないよう、持ち帰りの重量を軽くする工夫や配慮を講じている。

Q 通学カバンの支給と合わせ、自由度を高めていくべきだ。

A 幾つかの中学校では既に学校指定の掛けカバンを廃止し、リュック等の使用を認めている。また、コロナ禍で荷物の量に合わせてカバンを選んでもよいという方針を打ち出した学校や自治体もあった。今後、各学校の実情に応じて、学校運営協議会やPTA総会等で十分協議をしていただければ、指導助言を行う。

Q 自衛官募集のための住民名簿提供をどうしているか

A 令和4年から紙の一覧表で氏名、住所などを提供



美浪盛晴
(日本共産党)

Q 住民基本台帳の閲覧について、「自衛官募集」の場合はどう取り扱っているか。

A 自衛官募集の場合は、令和4年から18歳167名と22歳119名の氏名、住所、生年月日、性別を紙媒体で提供している。住民基本台帳法のいう法令の定めがある場合に自衛隊法施行令第120条が該当し、国からの法定受託事務として、総務省防衛省からの令和4年1月21日付け依頼文通知により提供している。

Q 「公職選挙の後援会事務」の場合はどうか。

A 公職選挙法の選挙人名簿の閲覧は、申請により認めているが、平成18年の法改正によりコピーでの提供は禁止されている。

Q 「市内業者の従業員募集」の場合。

A 市内業者の従業員募集の場合の閲覧は、法令の定めがなく認められない。

Q 本人への周知もせず、承諾もなく紙で自衛隊に名簿を提供するのは、憲法13条プライバシー保護に反しており法的根拠に乏しいの

でないか。また地元業者の人材募集で民業を圧迫しているが、問題はないのか。

A 自衛官募集事務は、地方自治法施行令第1条並びに自衛隊法施行令第162条により法定受託事務と定められており、その上で令和3年の防衛省・総務省通知を受けて適切に対応してきた。職業選択の自由を妨げるものではなく、法令上適切であると考えている。

なお自衛隊には三好市での災害発生時に尽力いただいております。災害救助で全国的に役割を果たしていただいている。



質問をする筆者（池田ケーブルテレビ映像より）

Q 備えない防災「フェーズフリー」を実践せよ

A 「フェーズフリー」を施策に拡大していく



中 耕司
(清風会)

Q これまで、私たちは災害という局面に備えて防災用品を備蓄し、日常生活という局面で使うものとは分けて考えてきた。これに対して「フェーズフリー」とは、日常時と災害時の両局面において役立てようとする考え方である。防災において、いつ起こるかかわからない災害に備えて防災用品を備蓄することは、膨大な財源を伴う。そのため、「フェーズフリー」という考え方が重要になってくる。市では、「フェーズフリー」の考え方を実践しているか伺う。

A 防災フェーズフリーとは、日常と非日常という局面に関わらず、日常のあらゆる局面に防災対策を融合させていく取り組みであると理解している。このような新たな観点を、ハード及びソフトの施策に拡大していく必要があると認識している。今後は、地域の防災訓練等さまざまな機会を通じて周知を行い、防災力強化に努めていく。

Q 最近、幼少期において非認知能力の発達が重要視されている。その重要性を認識し、教育・保育現場でどのような取り組みがされているか伺う。

A 非認知能力は、子供が人生を豊かにするうえで大切な能力といわれており、国内外で注目されている。教育現場では、自分の気持ちを言いつ、相手の意見を聞く、物事に挑戦するなど、教科や道徳学習において、グループ学習を重視して、自ら学ぼうとする姿勢やコミュニケーション能力を育て、何かをやり抜く力粘り強さや自分の感情をコントロールする力を育成することを狙いとし取り組んでいる。今後とも、一人一人の幼児、児童、生徒が自分の良さや可能性を認識しながら学べる環境づくりを進めていく。



有事と平時を使い分けられない備えもある

Q 移転する三野認定こども園の開所はいつ頃になるか

A 令和7年度より開所できるよう進めている

Q 少子化が進む中で現在の乳幼児保育の存続は可能か。

A 引き続き各中学校区域で保育事業を提供していく。

Q 三野認定こども園の建設スケジュールを伺う。

A 設計完了が5月予定。6月議会に工事予算を計上、8月には工事発注する予定である。工期は18ヶ月程度を予定し、令和7年度には開所できると考えている。

Q 今後、土地保育所との統合計画はあるか。

A 当面は修繕工事をしながら運営していく。土地保育所を利用している方が、新築の認定こども園に移りたいとの希望があれば可能。



令和3年春の三野認定こども園の様子



金村 照一
(青空の会)

Q 新こども園に太陽光発電設置計画はあるか。

A 屋根に5KW程度の発電パネルを設置予定、照明設備に利用する計画をしている。

Q 消防団員の安全確保と処遇改善を。

A 報酬等の見直しを新年度予算に提案している。装備についても団員全員のヘルメットの更新など充実強化を図っていく。

Q 団員の確保や昼間の火災出動に人員が揃わない事が懸念されるが、定員の見直しや分団統合計画はあるか。

A 現在、消防団長会において協議検討を行っている。

Q 森林事業は専門的である。人的配置に配慮が必要でないか

A 精通した人材を従業員として雇用していきたい

Q 市が24年度の開校を目指す三好林業アカデミーの運営主体となる一般社団法人三好林業イノベーションセンターと22年度当初予算に計上した森づくり推進準備負担金900万円との関係はどうか尋ねる。

A 負担金は、森林経営管理制度を進める団体の設立準備を担う第三セクター山城もくもくへの費用負担である。市は現時点で450万円を支出しており、年度末に負担額を確定する。

Q 900万円は、全部人件費か、内訳を尋ねる。

A 人件費、消耗品費、備品費である。

Q 森林の事業は、難しいので森林に精通した人、よく知った人を今後、人選すべきであるが、市の考えを伺う。

A 精通したということこの人材については、当然、林業に対して非常に詳しい方を、社員、一般社団の従業員として雇っていききたいと思う。



並岡 和久
(やまびこ会)



山城町白川地区にて

Q 手話通訳職員の今後の処遇について市の見解を問う

A 障がい者に対し合理的配慮ができるよう検討していく



高橋玉美
(青空の会)

Q 「手話通訳の時短勤務は条例違反である」報道の経過と今後の対応について問う。

A 三好市は手話言語条例が制定されており、手話通訳士(者)1名を配置しているが、業務量等の検討を行い、4月1日からパートの会計年度任用職員とした。通訳士の不在のときには筆談等で対応したい。今後、障がい者に対する合理的配慮ができるよう手話のできる職員の複数配置等について検討するとともに、障がい者や関係者の意見を広く求めていきたい。

Q 市立三野病院のWiFi環境の整備に対して問う。

A 現時点では患者様用のWiFi環境整備はインターネットに負荷がかかり、電子カルテシステムへの影響や安全面での問題が予想されるため、提供していない。今後技術進歩によりセキュリティ面等が確立できれば導入を検討したい。

請は12月に東祖谷で2件あり対応した。

Q ライフラインの確保と、寒波による凍結や漏水等での市民からのSOSにどのように対応するか問う。

A 自らが生活用水を確保する場合「飲料水施設設置補助金」や「集落支援包括事業の生活用水確保事業」等の補助制度がある。また、東祖谷については、支所を通して生活用水確保登録員に依頼可能。他旧町村はシルバー人材センターに依頼が必要となる。湯水等で長期間生活に支障が出る場合は、緊急避難的に市営住宅等を利用してできる場合もあり危機管理課に相談していただきたい。なお、給水の要



手話通訳でコミュニケーションを取る

Q 林業アカデミーの設立趣旨は

A 林業技術を備えた人材の養成を行う



田村俊哉
(至誠三好)

Q 三好林業イノベーションセンター設立の経緯は。

A 日本の林業政策では、森林経営管理制度と、森林環境譲与税の2つの大きな制度が2019年4月より、動き出した。三好市では、同年6月に三好市森づくり条例を制定。翌年3月に三好市森づくり基本計画を策定し、林業人口の創出として、三好市版林業アカデミーを計画していた。県内で最も素材生産量の多い三好市では、地域の基幹産業として成長産業化を図るためにも、人材育成が必要であり、また地球温暖化防止の森林吸収源であることをはじめ、豊かな観光資源の中の森林環境を保全し、産業活動との両立を図るには、高度な計画性と多様な効率的な実施を可能とする現場の技術や技能が求められている。このような状況から、地域の林業人材を確実に育成するため、令和6年度に三好市版林業アカデミーを開校する。

Q 三好林業イノベーションセンターはどのような組織か。

A 一般社団法人として4月に設立を予定している。森林経営管理法等を取り組む、森林の有する多面的機能の発揮を重視した森づく



設立場所は徳島県旧農業試験場三好分場を予定

りの実現と林業人材の育成で、林業の持続的発展を促すとともに、豊かな森林を未来へ引き継ぐことを目的としている。

主な事業内容は、森林経営管理制度に関する事業と林業人材育成確保に関する事業の2つの事業であり、森林経営管理に関する事業では、森林所有者に対し、森林の経営管理に関する意向調査を実施し、集積計画から森林整備の支援を行う。林業人材育成確保に関する事業では、三好林業アカデミーの運営を行う。

Q 資源ゴミ収集回数を増やすことは可能か

A 回数増は困難。各地域の収集センター等の活用を

Q 三好市の資源ゴミの収集は月1回である。同じみよし広域連合に属する東みよし町と同様に月2回収集に変更することは可能か。

A 市内全域において資源物収集日を増やすことは、相当の財政負担が必要となり、現段階での実施は困難。三野、井川、池田には1ヶ所ずつ資源物取集所が土日祝日も稼働し、山城と西祖谷においては小型のストックハウスが設置されているので、ご活用いただきたい。

Q 昨年末の12月29日に池田町内に取集されないままの可燃ゴミが年明け1月9日まで放置状態になっていた。年末年始の可燃ゴミ収集の日程に関して市民に対し周知が十分でなかったとも推察できるが、広報の現状は。

A 市報12月号に年末年始のごみ収集の休業日及び清掃センターへの直接搬入を掲載、周知を図っている。

Q 東みよし町では、年間の収集スケジュールを一覧化したカレンダーを年度始めに全戸に配布するとともに、年末には町報に加えてリーフレットの配布、告知端末に

よる放送により周知に努めているという。三好市においても様々な媒体を駆使して取集情報の周知を徹底するべきでは。

A 本市の場合、6か町村の合併ということもあり、中身についても自治会単位での日程となっているなど相当複雑になる。そのため旧町村毎に1つのカレンダーを作成するのは非常に難しい。ケーブルテレビ等を通じての周知を検討していく。



三野の資源物集積センター、休日も持ち込み可能



田 埜 泰 弘
(無所属)

Q 市営住宅使用料減免等の支援策は

A 価格高騰緊急支援給付金で対応する

Q 電気料金の値上げは、市営住宅入居者に大きな負担となっている。市民生活を守るため住宅使用料減免等の支援策を講じられないか。

A 家賃の減免に関する規程については、入居者または同居者の収入が著しく低額であるとき、病気がかかったとき、災害により著しい損害を受けたとき、その他これらに準ずる特別な事情があるときとなっている。

電気料金の値上げにより、入居者の方々の大きな負担となっていることは重々承知している。市営住宅に入居されている方以外にも、電気代に苦慮されているのも実情で、市としては、電気・ガス・食料品等の価格高騰緊急支援給付金として、価格高騰の影響を受けて負担が増えた低所得者世帯4141世帯を対象に5万円を支給し生活支援策を講じた。

Q 観光立市を目指す本市にとって、祖谷のかずら橋は欠かすことのできない観光施設で、三好市の観光使用料の約90%を占めている。そこで、かずら橋イベント広場の防水舗装修繕計画は。

A イベント広場駐車場は、現在

Q 三好市が所管する温泉施設の祖谷秘境の湯保養センター、サンリバー大歩危について、レジオネラ菌等の水質管理はできているか。

A 適切な湯の取替えをしている。また、検査機関が発行する検査報告書によって適切な水質管理をしている。

Q 三好市が所管する温泉施設の祖谷秘境の湯保養センター、サンリバー大歩危について、レジオネラ菌等の水質管理はできているか。



電気料金等の値上げは生活を圧迫している



古 井 孝 司
(公明党)

Q 労働者協同組合法施行を踏まえ、市長の所見を伺う

A 地域課題の解決に制度活用を強く願っている



天羽 強
(青空の会)

Q 労働者協同組合法は、2020年12月に全会一致で成立し、昨年10月に施行された。全員で出資し、みんなで経営方針を決め事業に従事する事を基本原理とする組織で、経営者でもあり労働者でもあるという新たな仕組みだ。その目指すところは、ワーク・ライフ・バランス(※1) 社会とディーセント・ワーク(※2)の実現。法施行を踏まえての所見を伺う。

A 法制化で新たな働き方の選択肢が広がり、多種多様な人々の参画により、地域課題を共有する方々が協働して、制度を活用してくれることを強く願っている。市内横断的にしっかりと検討を重ねたい。

※1 ……仕事と生活の調和
※2 ……非働きのがいのある人間らしい仕事

Q 市の役割と県との連携、広報周知、支援等は。

A 周知広報に努め、地域が持つ課題解決のツールの一つとして、持続可能な地域社会の実現に向けて取組みを推進したい。また、県と情報共有を図り、広報周知や相談に対応していく。労働者協同組

合は認知不足なので、発信型に周知広報の仕方を見直してゆく。市として、協同組合の自主性を尊重した上で、必要に応じて適切に対応し、最良な支援の在り方を検討したい。



この法律では、労働者協同組合は、以下(1)から(3)の基本原理に従い、持続可能で活力ある地域社会に資する事業を行うことを目的とするよう定めています。

基本原理

- (1) 組合員が出資すること
- (2) その事業を行うに当たり組合員の意見が適切に反映されること
- (3) 組合員が組合の行う事業に従事すること

労働者協同組合の基本原理。出典『労働者協同組合法(厚生労働省資料)』

人事案件

○人権擁護委員の推薦

人権擁護委員として適任としました。

林 清和(新任) **伊丹 良江**(新任)

○三好市教育委員会委員の任命

教育委員会委員の任命に同意しました。

深田 晃司(新任)

議員の失職について

9番 竹内義了議員は、令和5年3月31日付けで、県議会議員選挙に立候補届出したため、自動失職となりました。



竹内 義了 議員

平成26年4月16日
～令和5年3月31日
3期 8年11か月

3つの各常任委員会では付託された各所掌の議案について審査されました。主な質疑について、委員長報告より抜粋します。

文教厚生常任委員会



委員長 三木 和弘

議案第15号
三好市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

Q 子ども・子育て支援法の改正に伴う条例改正のようだが、来年度以降、それぞれの放課後児童クラブで安全計画については策定しなければならない、また、業務継続計画については策定に努めなければならぬという捉え方で良いか。
A そついう指導をしていく。池田小学校区以外の児童クラブでは、保護者の方々が中心となった運営委員会に業務委託を行っており、事務的な部分ができていない

実情がある。できる限り行政としても支援をしながら、計画を立てていけるようにしていきたい。

【提言】

今の児童クラブのほとんどが運営委員会という形をとって、学校長、PTA役員、支援員も含めて入っているようなところもあると思うが、その体制でこの安全計画を立てるのは非常に難しいと受け止めていた。是非、ガイドラインなりご協力をお願いしたい。

議案第29号
令和5年度三好市一般会計予算

Q 教育費の小学校建設費で、池田小学校校舎更新事業の業務委託料が計上されているが、現段階で今の運動場に校舎を建てるとか校舎の一部を取り壊して新しい校舎を建てるとか、そういった方向性があればお示しいただきたい。また、検討委員会のようなものをつくる予定はないか。

A 今年度予算で池田小学校運動場の地質調査を実施したが、これは建て替えにあたっての選択肢を広げるためのもので、どの場所に何を建てるかは令和5年度予算に計上している基本計画の中で策定していくことになっており、現時点では何も決まっていない。また、基本計画策定にあたり内部の検討委員会等の設置も予定しており、業者、保護者、市民、学校職員、市職員を交えた組織を設立し、年

6回程度の開催を計画している。

【提言】

例えば環境課題や木材をどのように使っていくかなど、幅広い検討課題が出てくると思われる。内部の検討委員会だけでなく専門家の意見を聴ける場を設けて頂きたい。

1件の反対討論の後、起立採決により賛成多数で可決した。

● 審査結果 (3月9日)

| | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 起立採決 | | 賛成 4 | 反対 1 | 可決 | |
| 1 | 4 | 7 | 9 | 11 | 19 |
| 大西 耕司 | 徳川 一広 | 高橋 玉美 | 竹内 義了 | 美浪 盛晴 | 三木 和弘 |
| 賛成 | 賛成 | 賛成 | 賛成 | 反対 | — |

19番、委員長は採決に加わっていません。



更新が予定されている池田小学校

産業建設常任委員会



委員長 中 耕司

議案第26号
2022(令和4)年度三好市一般会計補正予算(第12号)

Q 農林水産業費の地籍調査費で、地籍調査の進捗状況を伺う。
A 今年度予定の事業完了を見込むと、三野町は完了、井川町が約72%、池田町が約39%、山城町が約67%、西祖谷山村が約50%、東祖谷が約57%、全体で約58%となっている。

Q 池田町が遅れているが、少しでも進めていくために今後の予定は。
A 現在、令和2年度から11年度までの第7次国土調査事業10箇年計画により地籍調査を進めている。これまでは災害発生の予想がされる箇所等を重点的に実施してきたが、今後次の計画策定の際には進捗の遅れている池田町を少しでも進められるようにしていきたいと考えている。

議案第29号
令和5年度三好市一般会計予算

Q 商工費の観光振興費で、池田湖水際公園周辺では、ウォータースポーツやアウトドアなどすばらしい取り組みがなされ、全国からキャンプやイベントで多くの方が来られているが、整備が行き届いていない部分が見られる。私有地もあるがそこも含め、市として草刈り等景観の整備はできないか。

A 景観整備については、現在策定中の池田湖観光拠点整備計画にもしっかりと意見反映し、周辺の草刈りも含め協議を行い改善していきたい。

Q 土木費の住宅管理費で、現在の市営住宅の入居状況を伺う。

A 市営住宅1115戸のうち、710戸入居中である。

Q 入居状況が約半数で、耐震化が出来ていないところも多い。コンパクトシティを打ち出して政策を進めているなかで、政策空き家は別として、時代の流れ的にさまざまな形で集約していくべきではないか。

A 日本全体が人口減少社会に突入し、縮小していくことが前提になってきている。現在の公営住宅の形が、社会の多様化・価値観の変化により、住宅ニーズに合致しているのかをしっかりと検証し、その数も含めて議論する時がきていると考える。

総務企画常任委員会



委員長 田村 俊哉

議案第3号
三好市個人情報保護審査会条例の制定について

Q 第9条で、審査会が行う調査審議の手続きは公開しないとあるが、議事録は公開か。

A 内容等により、一部公開できない場合もある。

Q 一部とはどういう場合か。

A 公にすることにより、意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れ、不当に市民の間に混乱を生じさせる恐れ、または特定の者に不当の利益を与え、もしくは不利益を及ぼす恐れが認められる場合である。公開を基本とするが、いろいろな例により十分検討しながら運用していく。

議案第29号
令和5年度三好市一般会計予算

Q 総務費の過疎対策費で、買物支援事業で、自店舗から20km以上離れた遠隔地域で移動販売を行う事業者に対して、店舗から20km未満の場所でも販売すると1回4,400円、30km以上は5,500円の補助、年間52週、週2回を限度とする。また、移動販売車両購入補助の補助割合を3分の1から2分の1に変更するとともに補助上限額を100万円から200万円に拡充するということであるが、移動販売事業者への周知はどのようにするか。

A 移動販売事業者の事業継続を支援するために予算を計上している。今回、予算が可決されたら、移動販売事業者に集まっていたり、周知徹底をする。

Q 総務費の地域振興費で、姉妹都市交流補助金が計上されているが、どういう事業を行う予定か。

A 派遣事業については10月末で一週間程度、受入れ事業については6月頃とし、判断の時期は5月上旬を目途としている。実施できるようであれば6月の市報に掲載し周知を図る。あくまでも、コロナ後を見据えた経済活動の再開で、事業再開については慎重に検討していきたい。

請願第1号
宮成正一さんの名誉回復と早期解決のため、三好市議会から三好市高井市長に和解協議に応じるよう要請していたことを求める請願書

反対討論の後、起立少数で不採択とするものと決した。

● 審査結果 (3月13日)

| | | | |
|------|------|------|------|
| 起立採決 | 賛成0 | 反対6 | 不採択 |
| 5 | 6 | 12 | 14 |
| 村中将治 | 田村俊哉 | 古井孝司 | 並岡和久 |
| 反対 | - | 反対 | 反対 |
| | | | 15 |
| | | | 天羽強 |
| | | | 反対 |
| | | | 16 |
| | | | 平田政廣 |
| | | | 反対 |
| | | | 20 |
| | | | 伊丹征治 |
| | | | 反対 |

6番、委員長は採決に加わっていません。

陳情第1号
船井電機跡地活用に向けた陳情書

全会一致で採択とするものと決した。

議案第29号
令和5年度三好市一般会計予算

反対討論の後、起立採決により可決した。

●審査結果（3月20日）

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-----|------|-----|------|------|------|------|------|------|----------|----|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 起立採決 | 賛成18 反対1 | 可決 |
| 大西耕司 | 田埜泰弘 | 金村照一 | 徳川一広 | 村中将治 | 田村俊哉 | 高橋玉美 | 大柿兼司 | 竹内義了 | 西内浩真 | 美浪盛晴 | 古井孝司 | 中耕司 | 並岡和久 | 天羽強 | 平田政廣 | 木下善之 | 大浦忠司 | 三木和弘 | 伊丹征治 | | | |
| 賛成 | 賛成 | 賛成 | 賛成 | 賛成 | 賛成 | 賛成 | 賛成 | 賛成 | — | 反対 | 賛成 | 賛成 | 賛成 | 賛成 | 賛成 | 賛成 | 賛成 | 賛成 | 賛成 | | | |

10番、議長は採決に加わっておりません。

請願第1号

宮成正一さんの名誉回復と早期解決のため、三好市議会から三好市高井市長に和解協議に応じるよう要請していたことを求める請願書

賛成討論の後、起立採決により不採択とするものと決した。

●審査結果（3月20日）

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-----|------|-----|------|------|------|------|------|------|----------|-----|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 起立採決 | 賛成1 反対18 | 不採択 |
| 大西耕司 | 田埜泰弘 | 金村照一 | 徳川一広 | 村中将治 | 田村俊哉 | 高橋玉美 | 大柿兼司 | 竹内義了 | 西内浩真 | 美浪盛晴 | 古井孝司 | 中耕司 | 並岡和久 | 天羽強 | 平田政廣 | 木下善之 | 大浦忠司 | 三木和弘 | 伊丹征治 | | | |
| 反対 | 反対 | 反対 | 反対 | 反対 | 反対 | 反対 | 反対 | 反対 | — | 賛成 | 反対 | 反対 | 反対 | 反対 | 反対 | 反対 | 反対 | 反対 | 反対 | | | |

10番、議長は採決に加わっておりません。



今期に提出された陳情・請願等の結果は、次のとおりです。

| 受理日 (方法) | 種類 番号 | 内容 | 請願・陳情者 | 紹介 議員 | 付託 委員会 | 委員会 結果 | 本会議 結果 |
|-------------------------------|----------|---|--|----------|-----------|-----------|-----------|
| 2月10日 (直接手渡しによるもの) | 請願 1 | 宮成正一さんの名誉回復と早期解決のため、三好市議会から三好市高井市長に和解協議に応じるよう要請していただくことを求める請願書 昨年6月の三好市公平委員会にて「解雇処分の取り消し」となった宮成氏に対し、高井市長から文書での謝罪及び協議の上慰謝料を決定するよう、また継続雇用について、議会から要請をお願いするもの。 | (東みよし町昼間) 宮成正一さんを支援する会 代表 金丸 忠雄 | 美浪 盛晴 | 総務 企画 | 不採択 | 不採択 |
| 令和4年 10月5日 (直接手渡しによるもの) | 陳情 1 | 船井電機跡地活用に向けた陳情書 市で計画される船井電機跡地の活用に、福祉関係者・団体の活動拠点となる「新たな三好市の福祉の拠点施設」を整備いただけるよう陳情するもの。 | (池田町サラダ) 社会福祉法人 三好市社会福祉協議会 会長 新居 政昭 | — | 総務 企画 | 採択 | 採択 |

議員発議



【審議結果】
全会一致で可決しました。

【内容】
令和5年4月1日より施行される改正個人情報保護法により、地方公共団体が同法の直接適用を受けるなかで、対象外とされている市議会としても同法の趣旨に則り、議会における個人情報保護の適正な取り扱いに努め、個人の情報等保護のため、議会が取り扱う情報を対象とした新たな条例の制定を行うもの。

【賛成者】
大西 耕司 議員
田村 俊哉 議員
天羽 強 議員
三木 和弘 議員
村中 将治 議員
中 耕司 議員
大浦 忠司 議員

【発議提出者】
伊丹 征治 議員

発議第1号
三好市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

2月定例会最終日である3月20日に、議員発議により条例の制定及び一部改正、特別委員会の設置について審議を行いました。



【審議結果】
全会一致で可決しました。

【内容】
例年、9月1日の防災の日の県内行事に市長等が出席できていないことから、定例日変更の申し入れがあったことや、職員給与等の改正審議のため11月末に臨時会議を開いている実状を改善するため、9月及び12月の定例日を変更するもの。それに伴い会期の開始日も変更する。

【賛成者】
村中 将治 議員
古井 孝司 議員
中 耕司 議員

【発議提出者】
大西 耕司 議員

発議第2号
三好市議会の会期等に関する条例の一部を改正する条例について

三好市議会の会期等に関する条例（平成 25 年三好市条例第 42 号）の一部を次のとおり改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>(会期) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第102条の2第1項に基づき、三好市議会の会期は<u>12月1日</u>から翌年の当該日の前日までとする。ただし、法第102条の2第3項及び第4項の場合は、この限りでない。</p> <p>(定例日) 第2条 法第102条の2第6項に基づく定例日は、次のとおりとする。ただし、定例日が三好市の休日を定める条例(平成18年三好市条例第2号)第1条第1項に規定する市の休日に当たる場合は、その日後においてその日にもっとも近い日を定例日とする。 <u>2月25日、6月、9月及び12月の1日</u></p> | <p>(会期) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第102条の2第1項に基づき、三好市議会の会期は<u>11月28日</u>から翌年の当該日の前日までとする。ただし、法第102条の2第3項及び第4項の場合は、この限りでない。</p> <p>(定例日) 第2条 法第102条の2第6項に基づく定例日は、次の各号に定める日とする。ただし、定例日が三好市の休日を定める条例(平成18年三好市条例第2号)第1条第1項に規定する市の休日に当たる場合は、その日後においてその日にもっとも近い日を定例日とする。 <u>(1) 2月25日</u> <u>(2) 6月1日</u> <u>(3) 9月2日</u> <u>(4) 11月28日</u></p> |

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(会期の特例)

2 改正後の第1条の規定にかかわらず、この条例の施行の日の属する会期は、令和4年12月1日から令和5年11月27日までとする。



発議第3号
船井電機跡地活用調査特別委員会
の設置について

【発議提出者】

田埜 泰弘 議員

【賛成者】

徳川 一広 議員
田村 俊哉 議員
伊丹 征治 議員

【内容】

船井電機跡地の利活用の調査研究のため、委員を議長を除く19名で構成する特別委員会を設置するもの。

【反対討論】

市の方針がまだ出ていない今の段階での委員会立ち上げは早すぎるのではないかと。また、議会から市の執行権に一定の縛りをかけることになると、事前に意見を出していくことが、今後の議会のチェック機能が働かなくなるのではと危惧する。

【賛成討論】

議長の意向は、議会と市が両輪のごとく知恵を出し合いながらこの計画を進めていきたいと考えている。これから議員それぞれが市民の声を集め、議論しながら良いものができるよう、委員会を設置して調査を進めていくべきである。

【審議結果】
起立採決により、賛成多数で可決した。



● 審査結果（3月20日）

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-----|------|-----|------|------|------|------|------|------------------|----|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 起立採決 賛成10 反対9 | 可決 |
| 大西耕司 | 田埜泰弘 | 金村照一 | 徳川一広 | 村中将治 | 田村俊哉 | 高橋玉美 | 大柿兼司 | 竹内義了 | 西内浩真 | 美浪盛晴 | 古井孝司 | 中耕司 | 並岡和久 | 天羽強 | 平田政廣 | 木下善之 | 大浦忠司 | 三木和弘 | 伊丹征治 | | |
| 賛成 | 賛成 | 反対 | 賛成 | 賛成 | 賛成 | 反対 | 賛成 | 反対 | — | 反対 | 賛成 | 賛成 | 反対 | 反対 | 反対 | 賛成 | 反対 | 反対 | 賛成 | | |

10番、議長は採決に加わっておりません。

第1回船井電機跡地活用調査特別委員会

委員会の設置後、その場で第1回目の会議を開催し、正副委員長の互選を行い、正副委員長が決定しました。



副委員長 田埜 泰弘



委員長 古井 孝司

議会のうごき(令和5年2月～令和5年5月)

| | |
|----------|----------------------------|
| 2月 6日(月) | 会派代表者会議 |
| 2月16日(木) | 議会運営委員会 |
| 2月27日(月) | 開会・議案説明 |
| 3月 6日(月) | 代表質問・一般質問 |
| 3月 7日(火) | 一般質問 |
| 3月 8日(水) | 一般質問・議案質疑・委員会付託 議会運営委員会 |
| 3月 9日(木) | 文教厚生常任委員会 |
| 3月10日(金) | 産業建設常任委員会 |
| 3月13日(月) | 総務企画常任委員会 |
| 3月20日(月) | 委員長報告、質疑、討論、採決、散会 |

次回定例会の予定【令和5年6月定例会】

※日程はあくまで予定となります。5月22日予定の議会運営委員会で正式に決定されます。

| | |
|----------|-------------------|
| 6月 1日(木) | 開会・議案説明 |
| 6月 8日(木) | 一般質問 |
| 6月 9日(金) | 一般質問 |
| 6月12日(月) | 一般質問・議案質疑・委員会付託 |
| 6月13日(火) | (一般質問予備日) |
| 6月14日(水) | 文教厚生常任委員会 |
| 6月15日(木) | 産業建設常任委員会 |
| 6月16日(金) | 総務企画常任委員会 |
| 6月19日(月) | (委員会予備日) |
| 6月21日(水) | 委員長報告、質疑、討論、採決、散会 |

【記事の訂正について】

前号(令和5年2月10日発行・NO.67)で以下の通り誤りがありました。

P7 金村照一議員一般質問中、上段8行目、2番目の□の以下の箇所を訂正いたします。

(誤) 配配達距離 ➡ (正) 配達距離

編集後記

新年度が始まり、私の市議としての生活もちょうど1年を迎え、同時にこの「議会だより」の編集委員の任も今回の号より2年目に突入しました。

昨年までは一市民として議会を見る側において、当然ながら議会で行われていたことはケーブルテレビの中継かこの「議会だより」でしか知ることができませんでした。確かに議会中継は議会活動の重要な部分ではあるものの、内部の人間となった現在、それは一面のみを発信しているものであって、その他の様々な内容を少しでも市民の皆様にお伝えする必要があると実感しております。その意味においてこの「議会だより」の持つ役割は少なくないと言えます。編集に携わる者として、できるだけ多くの情報を分かりやすく、そして市民の皆様にとって親しみやすく、なる紙面にする責務があると考え、今後も委員全員で内容の充実に努めて参りますので、宜しくお願いたします。

田埜泰弘

三好市議会広報編集委員会

| | |
|------|------|
| 委員長 | 金村照一 |
| 副委員長 | 高橋玉美 |
| 委員 | 大西耕司 |
| 委員 | 田井泰弘 |
| 委員 | 古井孝司 |
| 委員 | 伊丹征治 |